

尼崎市家庭的保育事業等設置認可等に関する審査要領

(目的)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項の規定に基づき市長が行う家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）の設置認可等について、法で規定する設置認可基準を具体的に定める。

(審査基準)

第2条 家庭的保育事業等設置認可申請における、個別の申請の内容については、以下の点を踏まえ設置認可等に関する審査等を行う。

2 定員

家庭的保育事業等の認可定員は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。)にあつては6人以上10人以下(ただし、同省令附則第5条の規定に基づき、同省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、6人以上15人以下とすることができる。)居宅訪問型保育事業にあつては1人、事業所内保育事業にあつては、同省令第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの合計人数に係る定員枠とする。

3 社会福祉法人又は学校法人による設置認可申請

認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、市長は、尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設等の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年条例第55号。以下「条例」という。)で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準によって審査を行う。

4 社会福祉法人及び学校法人(以下「社会福祉法人等」という。)以外の者による設置認可申請

(1) 審査の基準

市長は、社会福祉法人等以外の者から家庭的保育事業等の設置認可に関する申請があつた場合には、条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、法第34条の15第3項各号に掲げられた基準により審査するものとする。また、その際の基準は以下

の通りとする。

ア 当該家庭的保育事業等を経営するために必要な経済的基礎があること。

「必要な経済的基礎がある」とは、以下の（ア）の要件に適合するものであること。

また、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については（イ）も満たすこと。

（ア） 家庭的保育事業等の設置に必要な全ての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることを原則とし、必要な経済的基礎があると尼崎市が認めるものであること。ただし、不動産については、次条に定める要件に適合している場合はこの限りでない。

（イ） 直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

イ 当該家庭的保育事業等の経営者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。以下同じ。）が社会的信望を有すること。

ウ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは

（ア）及び（イ）のいずれにも該当するか、又は（ウ）に該当すること。ただし、（イ）

については、事業者の事業規模等に応じ、尼崎市が認める場合に必要に応じて要件を課すこととする。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等をいう。

（ア） 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

（イ） 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（家庭的保育事業等の運営に関し、当該家庭的保育事業等の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

（ウ） 経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ 法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

（2） 社会福祉法人等以外の者に対する設置認可の際の条件

社会福祉法人等以外の者に対して家庭的保育事業等の設置認可を行う場合については、以下の条件を満たすことを基本とする。

ア 条例に定める基準を維持するために、市長が設置者に対して必要な報告を求めた場合は、これに応じること。

イ 尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例（平成26年条例第36号）に定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第50条により準用された同令第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。

ウ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び借入金明細書、及び基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

エ 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書を添付して、尼崎市長に対して提出すること。

（ア） 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書

（イ） 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

（不動産の貸与を受けて設置する家庭的保育事業等に対する設置認可の要件）

第3条 既に第1種社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号、第3号又は第4号までに掲げるものに限る。）又は第2種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行っている社会福祉法人（以下「既設法人」という。）が家庭的保育事業等を設置する際には、貸与を受けている不動産について、賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること、また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されている場合には、国及び地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けても家庭的保育事業等を設置することができる。

2 既設法人以外の社会福祉法人が、家庭的保育事業等を設置する際には、貸与を受けている土地について、賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること、また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されている場合には、国及び地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて家庭的保育事業等を設置することができる。

3 社会福祉法人等以外の者が家庭的保育事業等を設置する場合には、以下の場合に、国及び地方公共団体以外の者から土地又は建物の貸与を受けて家庭的保育事業等を設置することができる。

（1） 貸与を受けている土地又は建物については、賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

（2） 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。またこれとは別に、以下のア及びイの額を、安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

ア 1年間の賃借料に相当する額

イ 1000万円（1年間の賃借料が1000万円を超える場合には、当該1年間の賃借料相当額。）

（3） 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

（認可の取消し）

第4条 市長は、法第58条第2項の規定を踏まえ、家庭的保育事業等が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、当該家庭的保育事業等に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該家庭的保育事業等がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該家庭的保育事業等がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可を取消することができる。

ただし、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しについて検討しなければならない。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、家庭的保育事業等設置認可等に関する審査について必要な事項は、別に主管局長が定める。

附則

（施行期日）

1 この要領の施行日は平成27年4月1日とする。

（準備行為）

2 この要領に基づく認可等の手続は、この要領の施行前においても行うことができる。